

# 令和 7 年度 大石田町特別職報酬等審議会

(第 1 回)

## 議 事 錄

令和 7 年 9 月 18 日 (木)

## 大石田町特別職報酬等審議会

1. 日 時 令和7年9月18日（木）  
18時30分から20時00分まで

2. 場 所 大石田町役場2階 庁議室

3. 出席委員 大石田町区長会連絡協議会会长 小内 信幸  
大石田町商工会会長 庄司 正彦  
社会福祉法人ふたば保育園理事長 高橋 慎一  
みちのく村山農業協同組合大石田地区女性部長 高橋 優子  
大石田町小中学校PTA連合会会长 森 進一

4. 次 第 任命書交付

1. 開会

2. 町長挨拶（諮詢書伝達）

3. 委員の紹介

会長の選出（委員の互選）  
職務代理者の選出（会長の指名）

4. 議事

議員報酬等の額について

- ①関係資料の説明
- ②審議
- ③今後の審議会の進め方等

5. 閉会

【事務局】 それでは定刻となりましたので、只今から大石田町特別職報酬等審議会第1回会議を開会させていただきます。次第に従いまして順次進めさせていただきたいと思います。町長からご挨拶をお願いします。

【町 長】 (あいさつ)

【事務局】 それでは委員の紹介をさせていただきます。委員名簿につきましては2ページの方に掲載させていただいております。審議会の委員につきましては条例で5名と規定されております。

(委員氏名 肩書紹介)

(事務局紹介)

皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて会長の選出につきましては、委員の互選によるとされておりますが、事務局からの提案ということでよろしいでしょうか。

【委員一同】 (全員賛成)

【事務局】 同意が得られましたので、会長につきましては大石田町区長会連絡協議会会長の小内信幸氏にぜひお願ひしたいと事務局では考えております。

お諮りいたします。

【委員一同】 (異議なし)

【事務局】 皆様の承認もいただけましたので、小内会長よろしくお願ひいたします。続いて職務代理者の選出でございますが、条例で会長が指名する委員とされております。小内会長から氏名をお願いいたします。

【会 長】 それでは、庄司正彦氏にお願いいたします。

【委員一同】 (異議なし)

【事務局】 それでは、職務代理者は庄司正彦氏にお願いいたします。

町長はここで退出させていただきます。

では、早速議事に入らせていただきます。議長につきましては小内会長にお願いしまして、進行方よろしくお願ひいたします。

【会 長】 議員報酬等の額についてということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (1から10ページ、15~25ページまで資料一通り読み上げ説明)

【会 長】 ここまで資料についてご質問等ありますか。

【委 員】 8ページの内容について、平成8年度から特別職報酬が据え置きのことですが、平成21年度以前のデータが掲載されていないのですが、平成8年度から21年度まではどうなっているのですか？

【事務局】 平成8年度から平成21年度までも変動はありますが、2. 消費者物価の状況と合わせるために平成21年度からの抽出とさせていただいたところです。平成8年度から平成21年度までも数値としては事務局で把握してございます。

【委 員】 平成8年度から報酬を上げていないということは審議会もなかったということ

とでしょうか。

【委 員】 報酬を上げようと思わないから開催していなかったということですね。そういった要望がないから。上げようとするまでに至らなかったという。

【事務局】 前々からそういった要望はあったが、最近になってそういった声が活発になつたということです。

【委 員】 人事院勧告は毎年あると思いますが、特別職には関係ないということですか。

【事務局】 一般職については勧告に基づいて給与を改定していますが、特別職にはそういったことはないです。ただし、賞与、いわゆる期末手当に関しては一般職と同様に対応しております。

【委 員】 平成2、4、6、8年度と特別職の報酬が改定される度にこの審議会を開催しているのでしょうか。

【事務局】 お見込のとおりです。報酬を上げるためににはこの審議会に諮る必要があるということになります。

【委 員】 この金額では議員になる人はいないでしょうね。

【会 長】 7ページで各職の月額の記載があると思いますが、その他に収入はあるのでしょうか。一般的なボーナスはあるのでしょうか。

【事務局】 期末手当はあります。一般職と同様に月額に率をかけて支給されます。

【委 員】 年2回ということですね。

【会 長】 あわせて4、5か月分程度ということですか。

【事務局】 そのように記憶しております。

【会 長】 続いて、10ページの各市町村の比較なのですが、報酬額が一番低い三川町で人口は何人くらいですか。

【委 員】 7,000人ちょっとのようです。

【会 長】 報酬額が一番高い高畠町はどうでしょうか。

【委 員】 21,000人のようです。

【会 長】 昨年、朝日町の人が大体町の規模が同じだということで、別件で区長会に話があったのですが、朝日町の人口はどうでしょうか。

【委 員】 令和6年7月現在で5,870人くらいのようです。

【会 長】 他に何かこの資料で質問がある方はいますか。

【委 員】 諒問書を見たのですが、なぜ立候補者がいなかつたのか、いくつかの要因が考えられるとのことですが、いくつかの要因とは何でしょうか。4ページになります。そこを改正していかないと報酬だけ上げても立候補者がいないことの解決にはならないと考えます。議会としてその点を突き詰めておらず、報酬だけを上げてほしいという要望で良いのでしょうか。その他要因についての議会からの申出はあったのでしょうか。

【事務局】 特にありません。

【会長】 5ページの記載の中で、全国町村議会では議長の報酬について首長の給料月額の47%という目標値とされていますが、今の町長の月額の47%ということでどうですか。

【事務局】 そもそもこの首長の月額報酬の47%は、同じ基礎自治体である「市」の議員報酬が長の報酬月額の47%程度なので、町村議会も市議会と同等の活動量を担保して、報酬も市議会と同レベルまで引き上げられるようにしよう、という目標値です。以前であれば首長の報酬の30%という考え方もあったようですが、諮問書にもあるように明確な根拠はありません。

【委員】 今回月額報酬を上げることであれば根拠を示す必要があるということになりますね。

【事務局】 市の報酬であれば今までの流れですと47%となっています。

【委員】 町村だとどうですか。

【事務局】 町村では今までの流れだと30%となっています。今現在で議員報酬は29%程度となっています。

【委員】 それを踏まえますと、町村で議員報酬が一番高い高畠町では町長報酬860,000円、町村で議員報酬が一番低い三川町では町長報酬625,000円となっているようです。

【会長】 さっきも言ったようにその目標値は市であって、町村の全体的な見解ではないということですか。

【事務局】 あくまでこの水準まで上げてほしいという要望となります。

【委員】 こういった決議があつてそれに基づく要望ということですね。

【委員】 市長は報酬が高いのに、町村長に置き換えて報酬の47%というのはどういうことなんでしょうか。そもそも町村長以上に報酬は高いわけで。

【会長】 参考までに町の職員の平均給はいくらくらいになっているのでしょうか。

【事務局】 35万円程度と記憶しています。

【委員】 議員報酬の財源は町民の税金だけですか。

【事務局】 それに加えて、普通交付税という形で国から収入されます。

【委員】 他の市町村と比べるよりも、税収ですか町の財政に目を向けてはどうでしょうか。大石田町の税収は減っていくということだと思うのですが。給料を上げれば財源がなくなっていくのは当然なわけで。

【委員】 あと一ついいでしょうか。議員は報酬ということですけれども、職員は給与ですから人事院勧告とか該当する理由は分かりますが、報酬に人事院勧告ですとか、県の人事委員会勧告を該当させる理由は何かあるのでしょうか。あくまでも報酬ですから賃金闘争の数字を踏まえる必要があるのかということです。

【委員】 そういうえばそうですね。言葉の違いはありますね。

【会長】 報酬といえば、何かしたことに対しての対価ですよね。給与であれば生活給。

何もしなかったら報酬はないということで合ってますか。

【事務局】 常勤と非常勤の違いだと思います。常勤職員は給料、非常勤職員は報酬ということです。

【委 員】 紙料、報酬はあくまでも違うということですね。

【委 員】 議員は月どれくらい出勤するのですか。

【会 長】 必ず登庁する機会はどのくらいあるのですか。

【事務局】 まず定例会で年4回、その他に臨時会もあります。臨時会については多いときで年4回程度あります。その他に常任委員会があり、案件ごとにメンバーが出席することになります。大体3回は出席しているということになるでしょうか。

【委 員】 私は回数だけの問題だけではないと思います。

【委 員】 日頃の活動に着目する必要がありますね。

【会 長】 住民の声を聞かないといけないですね。

【委 員】 色々な見方はあるでしょうが、数字で表すとこうなっているということですね。数字だけで測れるものではないと言えますね。

【委 員】 議員のなり手がいなくなるというのも事実ですね。

【会 長】 他に質問はありませんか。

【委員一同】 (なし)

【会 長】 資料についてはそのようなところでよろしいでしょうか。

【会 長】 では次に審議ということで事務局からお願ひします。

【事務局】 (11ページから14ページまで資料一通り読み上げ説明)

【委 員】 案5、案6にしてしまうと、毎年変えなくてはいけなくなりますね。分かりやすいけれども、報酬と給与という考え方だと、分かりづらくなってしまうと思います。また、マイナス勧告の時に報酬を下げなければならないということになってしまいますね。

【事務局】 根拠を問われたときにこういった数字を基にしたということであれば、説明資料としては望ましいと考えます。人事委員会勧告も物価上昇率を基準にしているわけではなく、民間企業の状況に合わせて改定しているようです。

【委 員】 報酬額が決定してから予算に反映されるのですか。

【事務局】 お見込のとおりです。他市町村の場合を考えますと、翌年度当初から変更している場合がほとんどのようです。

【委 員】 議員報酬を改定することで他の特別職の報酬にも影響はあるのですか。

【事務局】 影響はあります。23ページをご覧ください。例を挙げますと、農業委員会委員は会長、会長職務代理、委員に関して議長、副議長、議員の報酬と同額になっています。

【委 員】 諮問書にある427, 466円という原価方式での議長の報酬について、議長ではない人に当てはめたらどうなるのでしょうか。議長は週2日決裁をしに来て

いるということで議長の報酬が高いのは領けるのですが、その他の議員の原価方式での報酬も知りたいところです。誰かを例に積算することはできるのでしょうか。活動日数の算出方法も不明です。

【委 員】 正直な話、議員の方も新しい方が何人かおりますが、働きぶりはどうでしょうか。昔の方より今の議員は町民から要望を出しても行動に移さないケースが多いように見受けられます。昔の方はすぐ役場に意見を伝えてくれる印象があったのですが。報酬を上げるというのは賛成ですが、働きぶりにもよると思います。

【事務局】 答申の中に議員活動の活性化ですか、そういう内容を盛り込むことは可能と考えます。

【委 員】 委員の意見は的を射ていると思います。尾花沢市と村山市の議会条例の中に報酬という条項があるようなのですが、市民の意見を反映するという文言があるようです。要は市民の納得の上、このくらいだったら議員報酬を支給してもいいということになります。今の文言は尾花沢市の文言になりますが、村山市については市民の意見を聴取するという文言です。実際聴取はできないので、委員を通して意見を聞いてみる、そういうことだと思います。議員の報酬は町民の納得性がないといけないと思います。うちの職員にも聞いてみたところですが、そんなに貰っているのかという意見が多かったです。もっとたくさん上げてはどうかという意見は全くなかったです。委員がおっしゃった内容が正論なのだと思います。

【事務局】 活動実態が見えないと、ということですか。

【委 員】 昔はこの地区はこの人というように地区の声を代弁してくれていました。今は議員に意見を申し出ても、区長に言ってくださいなどといわれることもあります。

【会 長】 区長と議員の区別が分からなくなっているように感じます。議員は選挙で当選しているのだから、住民の声を聞いてもらわないといけないと思うのですが。

【事務局】 ちなみに10ページを見ていただくと、一番最近改定したのが真室川町となっています。令和7年4月1日から改定となっています。この金額はどこから来たというと、先行して報酬改定を行っていた同じ最上地方の最上町の報酬額に合わせている形になっているようです。他の町だと小国町、白鷹町、飯豊町あたりは先行して改定しているようです。

【委員一同】 置賜地方の自治体は報酬額が軒並み高い傾向にありますね。高畠町は例外としても。

【事務局】 大石田町が所属する村山地方町村会において、現在の報酬改定の見込、状況を確認したところ、検討中といいますか、他自治体の様子をうかがっている状況のようです。元々他自治体に比べて低い傾向にあるようです。

【委 員】 飯豊町は財政規模で言うと大石田町の類似団体ということですが、報酬が高いようですね。

【委 員】 近隣の市町村に合わせているのですかね。

【事務局】 地方ごと、大石田町の属する地方では、村山地方町村議長会というものがあり、統一の要望を出しましようということで今回の要望に至ったようです。

【委 員】 全体的にこの流れがあるということですよね。

【事務局】 お見込のとおりです。実際に議会から諮問書が提出されたのは村山地方町村会では大石田町だけでした。他自治体では具体的には出ていない、そのため動いていないという回答が多かったです。

【委 員】 そもそも報酬審議会に諮問できるのは町長だけなので、議会の諮問はできないはずのため、諮問書という書き方はいかがなものかと考えます。町民の代表者として聞いてみてくださいということなのかも知れませんが。

【会 長】 一番無難な形といっては何ですが、どこかの町の報酬に合わせるというやり方も考えなければなりませんね。

【委 員】 やっぱりそうですよね。以前も元々根拠がないで他市町村の動向から同じようにしましたという流れしかなかったんだと思います。

【委 員】 職員給与については、ちゃんと給料表を作ってくれるから、それを根拠にしているだけですよね。独自に作るとなると、根拠を作るのが難しいですよね。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 交付税は増えるのですか。増えないのですか。

【事務局】 増えないと思われます。

【委 員】 それですと、税収を増やすということに繋がりますよね。

【会 長】 反対に、例えば議員の報酬を5万円上げたら議員としてこのようなことができますよというような具体的な事項が分かれば良いのですが、分からないですからね。

【事務局】 冒頭で委員がおっしゃったように、報酬を上げて全て課題が解決するのかといえば、事務局は申し上げる立場にございません。

【会 長】 何十年も上がっていなければ、あまりよくない状態ではあると思います。

【委 員】 それが一つのネックというか。

【委 員】 30年も上がっていなければ上げざるを得ないのかなと。ただその根拠ですね。

【事務局】 その先行して上げているところに合わせれば、240,000円のところが、265,000円になるということで、25,000円上げるということになります。

【委 員】 報酬を上げるから、もう少し住民の声を聞いてほしいということは言えるのでしょうか。

【事務局】 それは問題ないと思います。答申書の中に盛り込むことも可能かと考えます。

【委 員】 住民にもっと寄り添ってくださいという内容は必要かもしれません。活発な活動をお願いします、ですか。

【委 員】 村山地方町村会は平均でいくらなのですか。また、その金額にすると現状からどう変わるのでしょうか。

【事務局】 現状から3,000円程度上がることになります。平均の額は案3の資料をご覧ください。

【委 員】 実は町村議会議長会でなり手不足について、このような理由がありますという、町村議会議員なり手不足対策検討会という組織で令和6年3月に発行しているもので、これを見ますと、報酬の値上げという文言もありますし、ただ、年金も前までは議員年金というものがありましたが、今は国民年金になってしまっており、その辺りを改定していかなかったら、そもそもいくら報酬を上げたところで若手はなりたがらないという言い方もしておりますし、そもそも・・・

【委員一同】 (議員年金があるから選挙を頑張って行うという候補もいたくらいと聞いたこともありますね。)

(財源上、厳しい財政状況を鑑みて無くなつたということのようです。)

(国民の声もあったのでは。)

【委 員】 そういうことも書いてあって、報酬審議会の言葉としては、そちらの面も分析して、そのために報酬を上げてほしいという言い方ですから、なり手不足の協議はそれからですよという言い方をしているようです。考えてみると、選挙は公費ですから費用の負担はないはずです。今は選挙に費用がかからなくなつたと記憶しております。

【事務局】 公費負担は限定されておりますので、例えばポスターですとか、そういうものは対象となりますが、それ以外は対象にならないものもあります。選挙時の負担は若干減ったはずです。

【委 員】 たくさん原因があるようですが、例えば報酬だけ5,000円上げたとすればなり手がいないといわれてしまいかねない。そうではなくて、立候補者が少ない原因はいくつかあるけれど、その中の一つが報酬だと言っておかないと、なり手不足の原因が報酬を上げないからだと言われかねないと思います。一つ提案したいのですが、委員の意見もあったように議員の活動が活発でなくて、動きが鈍い。報酬を高くする理由があるのかという意見もあると思います。そこで、議員活動を促進するために報酬とは別に政務活動費を設けませんかという提案です。そちらの方が私は町民に説明しやすいと考えます。議員活動のためにお金を支給します、議員活動に対する手当を支給しますよという考え方もあるかと思います。

【委 員】 月額報酬にプラスするということですか。

【委 員】 月2万円をプラスするとか、3万円というところもあるのか、詳しくは分かりませんが、議員活動をするときにこの経費を使ってよろしいですよというものです。他の市に勉強に行ってきたとか・・・。昔、兵庫県で城崎温泉に通っていた議員もいたりして、城崎温泉に3日に1回ずつ行って首になったと記憶していま

すが、どこかに行ったときに、旅費として政務活動をした時の報酬を別個に見ます、とそういうことなんですね。その方が町民が理解しやすいような気がしませんか。自己申告ですし、町民にも公表されます。

【会長】 例えばそうした場合、政務活動の範囲はどこまでか、限定しないといけませんよね。

【委員】 上限を設けるということですね。

【会長】 上限ではなくて、どの範囲までが政務活動かということです。

【委員】 それは条例で定めないといけないと思います。

【会長】 公的な会議に行ったとかそういう範囲を明確にしないといけないと考えます。範囲に入る入らないの区別を曖昧にしてはいけないと思います。

【委員】 それは区別のしようあると思います。そうした方が私は町民に説明しやすく感じます。今まで自分の中から自腹を切って旅費やガソリン代を支払っていたかもしれませんし、それを公費で見ればちゃんと議員活動をしたことが町民にとっても一目瞭然ですし、自腹を切らない分、議員としても楽になるのかなと考えています。

【委員】 ただ単に報酬を上げるということではなくということですね。

【事務局】 報酬の趣旨は生活報酬ですよね。

【委員】 議長が議員懇談会の時に報酬の値上げを要望したということで、そちらの流れが強いのかなと感じています。

【委員】 全体的な機運ということですね。この村山地方だけでなく全体が値上げの機運が高まっているという。全部の地区ですよね。

【委員】 そうだと思います。今上がっていないところはこれから上がってくるということなんでしょうね。最上町が先陣を切って上げたということですね。それを受けた眞室川町が上げたという流れ。上げたところに右倣えで上げているということですね。

【委員】 私は報酬を上げるのではなくて政務活動費を支給するということを勧めたい。

【委員】 新設するということですね。

【事務局】 ちなみに村山町村会ですと朝日町で年額12万円の規定があります。領収証を貰っていると聞き取りしました。

【委員】 私はその方が良いと思います。月1万円ではなく、月2万円くらいを設定してはどうかと考えています。活動しなかったら支払わなくても良い報酬なので。領収書もしっかり確認する必要があるとは思います。

【委員】 単に報酬を上げるのではなく、その報酬をプラスして政務活動費を大石田町では作りますというのは良いと思います。

【委員】 報酬を上げてしまえば、政務活動費はいらなくなると私は思います。

【事務局】 今議会の方では、通年議会をしたいということで検討しているようです。

【会長】 通年議会とは何ですか。

【事務局】 今だとこの日に議会を行うので、出席して下さいと招集をかけるわけですが、会期が決まっている訳です。例えば9月2日から10日までは定例会というようになります。これが通年議会となりますと、1年間ずっと議会を開会している状態になります。

【委員】 第1回定例会が365日続いているということですね。

【事務局】 第2回定例会、臨時会もなくなります。そういう形になれば政務活動費の検討を行っては、と提案します。

【委員】 松島町では職員が疲弊してしまって1回を実施して辞めたということも聞いています。

【事務局】 別件ですが、9月定例会で長期休みの議員については90日以上休むと50%、365日を超えると90%減額となる条例を議員発議で出して可決となりました。

【委員】 一般職も同じですか。

【事務局】 違います。

【会長】 審議として、いろいろな意見が出ましたが、今後の進め方について事務局よりお願いします。

【事務局】 本日お出しいただいたご意見をまとめさせていただいて、もう一度お集まりいただきましたら、そこで最終的な意見を取りまとめさせていただけないかと考えております。9月中にご意見をまとめたいと考えております。

【委員一同】 (日程調整を実施。9月29日18:30からと決定。)

【委員】 私から申し上げたいのは、町村会で出している原価方式の算定モデルについて、議員についてやってみなくていいのですかということです。町村会で出している47万円を鵜呑みにしたと言われたくありませんので、大変でしうけれども、議会の方に議員の数字も作ってもらうようにお願いできますでしょうか。

【委員】 数字が出ないことには審議もできないですよね。

【事務局】 担当には次回審議会までに出してもらうように依頼しておきます。

【委員】 条件として、報酬だけがなり手不足の全ての要因ではないので、他の要因も探つて対応していただきたいと付け加えてお願いしたいと思います。

【事務局】 では、次回は9月29日18:30からということでおろしいでしょうか。

【委員一同】 (全員賛成)

【会長】 本日はお集まりいただきありがとうございました。